

197. 近江の古代寺院

研究の基礎資料Ⅱ

平成3年(1991)8月31日発行の『滋賀文化財だより』No188「近江の古代寺院研究の基礎資料Ⅰ」においては「①伊香郡高月町松尾寺遺跡の軒丸瓦について」および「②東浅井郡湖北町立石遺跡の平瓦について」を報告した。シリーズ第2回目の今回は「③彦根市高宮廃寺の軒平瓦について」を報告したい。

③彦根市高宮廃寺の軒平瓦について

高宮廃寺は琵琶湖東部の彦根市高宮町地先に所在する。高宮町は『和名抄』に見える犬上郡「高宮郷」の遺称地とされ、『近江国注進風土記』に「高宮郷、犬上」、『左京大夫頭輔卿集』『長秋詠藻』には「高宮里」「高宮郷」とみえている。犬上川と芹川(不知也川)の間に位置する当地は、はやくから開けた地域として都に知られ、『万葉集』巻11の「犬上の鳥籠の山にある不知也川不知とを聞こせわが名告らすな」以来、多くの歌に詠まれてきた。

当地はまた古代においては東山道が通過した交通の要地でもあり、壬申の乱の際には大友側が「犬上川の浜に軍」し、大海人側は「近江の将秦友足を鳥籠山に

討ちて斬」っている(『日本書紀』天武天皇元年7月2日条、同9日条)。

こうした歴史的環境にある当廃寺は高宮町の小字「遊行塚」付近に所在する。この地はもとは「田面より一間程高くなってゐたが、明治四十四年に塔心礎と覺しき柱受凹みのある巨石及び他の一個の礎石を掘り出したといひ、その後は残部が高さ二米、周圍十八尺の塚状をなし、瓦片を潜めつゝ形を保つてゐた。」という。これは昭和11年(1936)刊行の『滋賀縣史蹟名勝天然紀念物概要』^①の記述であるが、同書はつづけて「昭和十年十二月道路建設のため土除りをしたとき、礎石四個東西及び南北に並列してゐるのを発見したが、これは明治四十四年の二個と共に塔の礎石配置の西半分を形成することが判明した。」と述べている。

その小字「遊行塚」の地はおおむね現在の国道8号線高宮交差点の信号西北側の高砂殿付近にあたるが^②、昭和33年(1958)の『高宮町史』^③刊行時においてすでに「近年まで高宮町の人家の北端を西に折れる小泉道の北側に、高さ七、八尺、広さ僅か一畝ほどの雑木の生えた高地に遺跡をとどめ、布目瓦の破片が散乱していたと聞か、今は開拓されて、面影をしのぶべくもない」と述べられる状態であった。同書はまた数個の礎石が「高宮小学校講堂の前に保存されている」と記すが、現在ではそれを確認することができない。

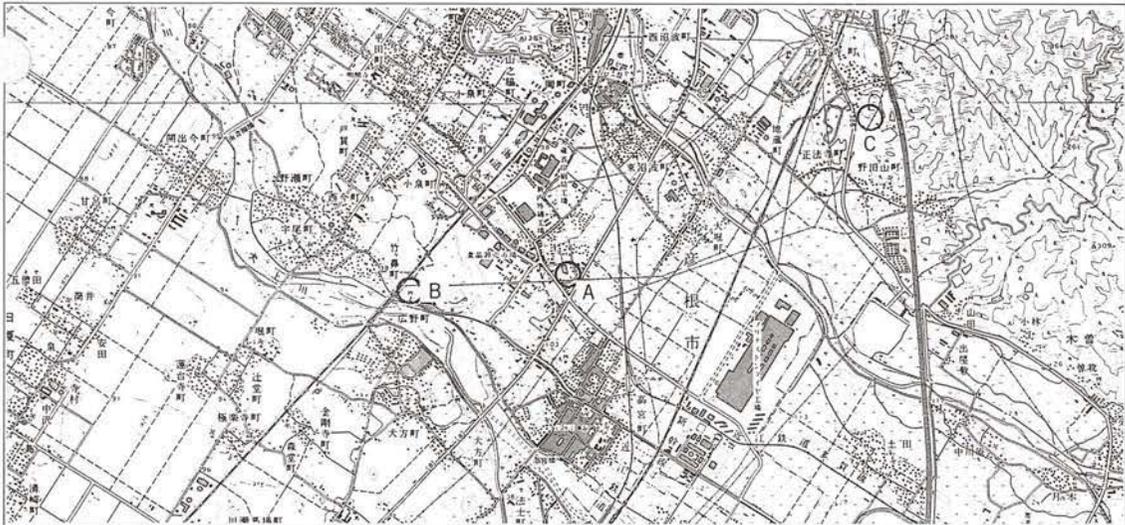


図-1 高宮廃寺と関連遺跡の位置 (1:50,000) A:高宮廃寺, B:竹ヶ鼻廃寺, C:正法寺瓦窯跡

これまでに高宮廃寺の出土瓦として知られている軒瓦は、複弁八葉蓮華文軒丸瓦と偏向唐草文軒平瓦がセットになる「藤原宮式」軒瓦が有名である。『滋賀縣史蹟名勝天然紀念物概要』はこれに「單瓣十二葉十三蓮子」なる軒丸瓦を加えるが、これはむしろ複弁蓮華文が細弁化したとでも表現したいようなものである。これらはいずれも正式な発掘調査によって出土したものではないため、すでにそのほとんどが所在不明となってしまっている^④。そこでここでは現在唯一所在が判明している、浅井中学校所蔵品^⑤の資料紹介を通して高宮廃寺出土瓦の様相の一端にふれてみたいと考える。なお当該遺物は田中礎氏の収集品と思われる。

浅井中学校に所蔵されている図2(1)の瓦は、瓦当面が全体の約 $\frac{1}{3}$ 程度残存する「藤原宮式」軒平瓦である。瓦当面の内区には右から左へ流れる偏行唐草文が施され、上外区には珠文、下外区には線鋸齒文が認められる。この文様の特徴は『近江の古代寺院』など^⑥によってすでに報告されている図2(2)と共通するものであり、高宮廃寺ではいまのところこの6647形式の軒平瓦しか出土していないことがわかる。

高宮廃寺の軒平瓦に関しては、大津市国分廃寺および草津市花摘寺廃寺において、6647形式とは唐草文の流れ等が左右逆になる6646形式の出土が知られており、山崎信二氏や坪ノ内徹氏は高宮廃寺の軒平瓦はそれから二次的に製作されたものとしている^⑦。今回の報告により高宮廃寺の軒平瓦には、従来知られていた内区右隅上の珠文に加えて、新たに同左隅上にも同じように一個の珠文が存在することが確認された。国分廃寺の「藤原宮式」軒平瓦は6646A形式であり、高宮廃寺の瓦当文様が模倣によって作成されたものとするれば、こ

れをモデルとした可能性が高いといえる^⑧。

つぎにこの軒平瓦の製作技術について検討したいが、この遺物を観察してまず気付く重要なことは「A」「B」とそれぞれ矢印したところより左側、つまり通常なら瓦範の外側にあたる箇所は無文の部分がかかなり幅広く認められるということである。図2(2)は(1)とは異なり瓦当の右端の破片であるにもかかわらず、「D」と矢印したところの右側が同じようになり幅広く無文となっている。こうした特徴はこの軒平瓦の瓦当文様が、桶巻き作りの粘土円筒を分割する以前に施文されたことを示していると推測される。この技法については岡本東三氏の研究^⑨があるので、以下ではそれに基づき検討していきたい。

通常、平瓦の瓦当文様は1枚ずつ施文されたと考えられている。平瓦そのものが1枚作りになる奈良時代^⑩以降に限らず、それ以前の、たとえ平瓦が桶巻き作りの時代においても、少なくとも瓦当面への施文については1枚ずつおこなわれたと考えるのが一般的である。ところが7世紀代には3枚なり4枚の軒平瓦を、環状を呈した瓦範を用いるなどして、桶巻き作りの円筒状を呈したまま、施文したことの判明するものが数例知られている。

図3に示したのは奈良県檜隈寺出土の隅軒平瓦の例である。(1~2)によって明らかのように、本来は別々の個体にみられるはずの、偏行唐草文様の右端と次の単位の左端が同一個体の同じ瓦当面に認められる。図4に示したのは奈良県法隆寺出土の軒平瓦と、それと同じ瓦範によって製作されたと考えられる大阪府堂ヶ芝廃寺の例である。(1)はさきと同じ例で、本来は別々の個体にあるべき忍冬唐草文様の右端と次の単位の左

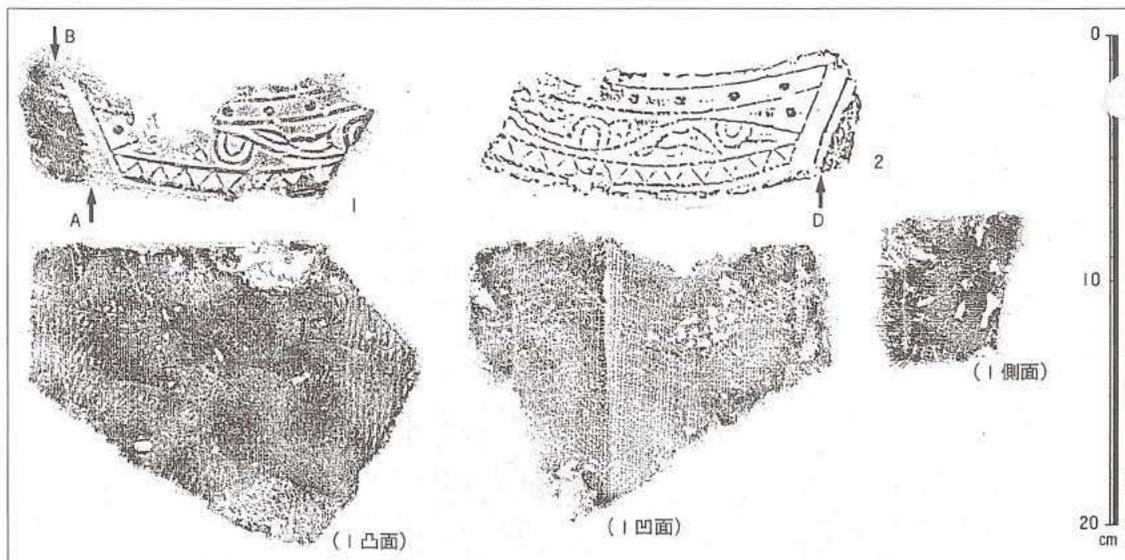


図-2 高宮廃寺と軒平瓦 (S = $\frac{1}{3}$)

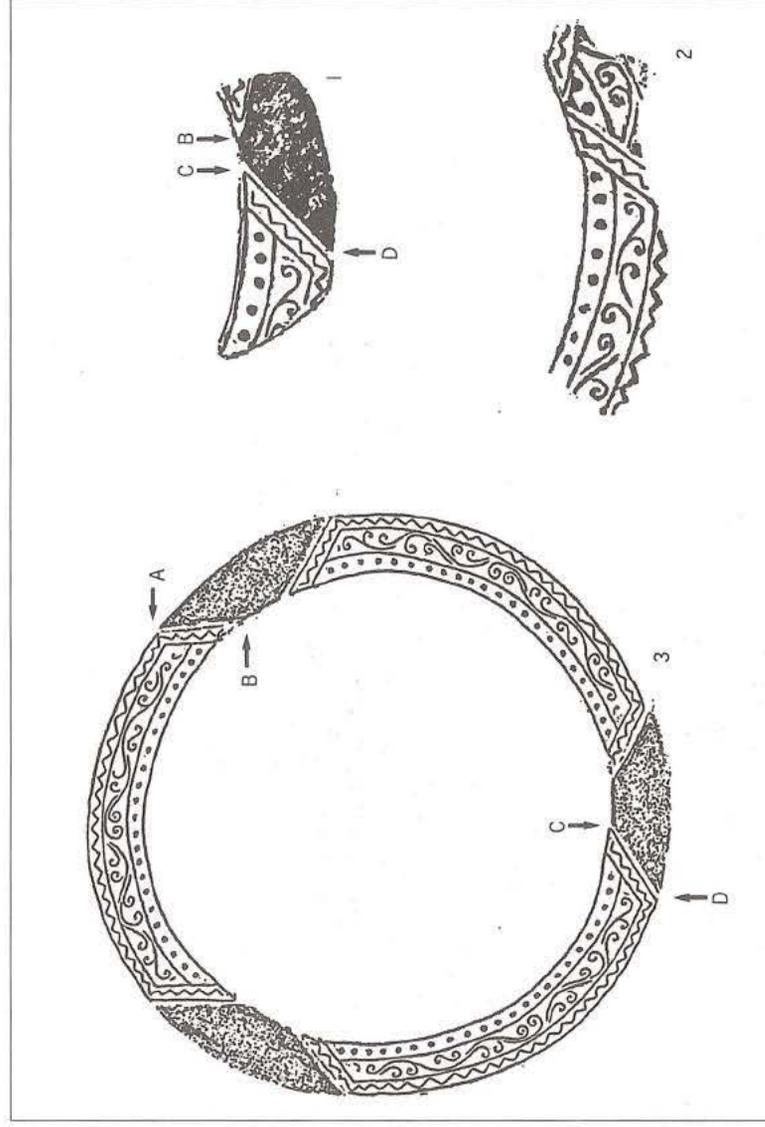


図-3 檜隈寺出土隅軒平瓦とその施文の想定図（縮尺不同）注⑨文献より作成

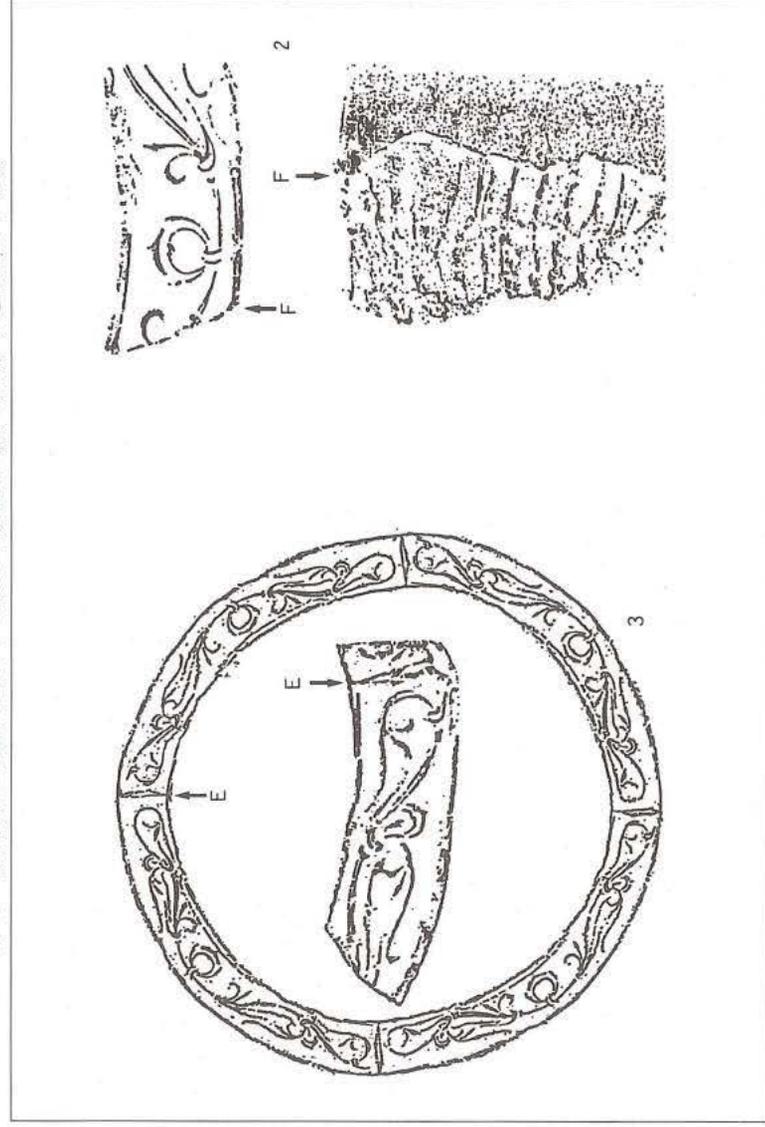


図-4 堂ヶ芝廃寺(1)および法隆寺(2)出土軒平瓦とその范型の想定図（縮尺不同）注⑨文献より作成



図-5 「藤原宮式」(①~④)、「本薬師寺式」(⑤~⑥)軒平瓦出土遺跡の分布

端が同一個体の同じ瓦当面に認められる。(2)は瓦当面の直下から指でナデつけた粘土板の合わせ目の痕跡が認められるものである。

以上の例から判明することは、7世紀代には瓦当文様がひとつひとつ別々ではなく、桶巻き作りの粘土円筒形を呈したまま、複数が同時に施文される軒平瓦が確実に存在するということである^⑩。高宮廃寺出土の軒平瓦に認められる瓦当文様外側のかかなり幅の広い無文の部分は、こうした技術によって製作されたことを示す痕跡である可能性が高い。おそらく図3(3)に示したような施文状況を想定することができるだろう。

そこで目が転じて図2(1)に示したこの軒平瓦をあらためてもう少し詳しく観察してみると、凹面には密な布目圧痕および梓板痕が認められ、凸面には短小で目の細かな縄目叩きがまばらに認められる。これらの特徴は消極的ながら平瓦部が桶巻き作りによって製作されている可能性を示唆しており、如上の想定と特に矛盾するものではない。

高宮廃寺の「藤原宮式」軒平瓦は6647形式とされ、藤原宮と同範の天津市国分廃寺あるいは草津市花摘寺廃寺の6646形式を模倣して2次的に製作されたと考えられている。今回の報告により、そのモデルになったのは国分廃寺の6646A形式である可能性が高くなった。しかしながら瓦当文様についてはそうであったとしても、瓦製作の技術すべてがこれを模倣したという訳ではなさそうである。つまり、すべてを実見し得た訳で

はないが、管見の及ぶ範囲においては、両廃寺はおろか県内出土のいずれの「藤原宮式」あるいは「本薬師寺式」の軒平瓦についても、いまのところ高宮廃寺のように、円筒形のまま瓦当文様を施文した痕跡を明確に残すものは知られていない。今後の研究はこうした技術的な側面にも留意して検討をすすめる必要があると考える。(北村 圭弘)

注

- ① (『滋賀縣史蹟名勝天然紀念物調査概要』滋賀縣史蹟名勝天然紀念物調査会 1936)
- ② 高宮廃寺の位置については、これまでしばしば混乱がみられた。注③文献に掲載される「高宮町全図」によると旧中山道の近江鉄道踏切を条里平行に西に移動した国道8号線西側付近が小字「遊行塚」「遊行塚横田」にあたる。
- ③ (『高宮町史』高宮町史編纂委員会 1958)
- ④ 谷口徹「作品解説 3高宮廃寺出土丸瓦・平瓦」(『折りの造形—近江・彦根の仏教美術—』彦根博物館 1991)
- ⑤ このほかにも多くの貴重な考古資料が所蔵される。
- ⑥ 小笠原好彦「高宮廃寺」(『近江の古代寺院』近江の古代寺院刊行会 1989)、西田弘『文化財教室シリーズ』33 (財滋賀県文化財保護協会 1979)
- ⑦ 山崎信二「後期古墳と飛鳥白鳳寺院」(『文化財論叢』注190 奈良国立文化財研究所 1982)、坪ノ内徹「藤原宮式軒瓦とその分布」(『日本書紀研究』11 1978)、坪ノ内徹「畿内周辺地域の藤原宮式軒瓦」(『考古学雑誌』68-1 1983)
- ⑧ (『平城宮出土軒瓦形式一覧』奈良国立文化財研究所 1978)
- ⑨ 岡本東三「法隆寺天智9年焼亡をめぐって」(『文化財論叢』奈良国立文化財研究所 1982)
- ⑩ 瓦当面が粘土円筒の上側になるか下側になるかで、瓦範の形状も桶の形状も異なってくる。後者の場合、あらかじめ環状を呈した瓦範(あるいは環状に配列された複数の瓦範)が、上側が内傾した円錐形の桶にセットされており、これに粘土板を巻き付けて叩き締めるとその圧力で自然に瓦当面に文様がプレスされる。前者の場合、上側からの圧力に対応するため桶は円錐形では不都合で、少なくとも円筒にちかい形状を呈している可能性が高い。瓦範についても単独の瓦範を連続して順番に環状に押捺していけば、粘土円筒のままの施文に対応できるので、瓦範そのものが必ずしも環状を呈していなければならない必要もない。なお重弧文軒平瓦についてもロクロの回転力を利用して円筒状のまま一気に施文したものが存在するらしい。